

令和元年度試験向け

宅建速習セミナー

- 📎 今年初めて宅建試験にチャレンジ！
でも講座は高額、独学は不安…。
- 📎 もうベテラン受験生。今年こそ受かりたい！
- 📎 住宅、不動産会社に就職したばかり。
不動産の知識を身に付けたい！



内 容: 宅建合格のためのポイント講義
日 程: 6月～10月までの期間、全5回(月1回)
時 間: 9:30～15:30(適宜休憩)
場 所: 矢巾町活動交流センター「やはばーく」
1階活動スペース

持ち物: 筆記用具・昼食・宅建試験テキスト
参加費 各回**2,000円**

※回ごとのお申し込みとなります。

一括でのお申し込みをご希望の場合は、
ご相談ください。

(株)プラス不動産サービス
〒028-3305
岩手県紫波郡紫波町日詰字丸盛222-1
TEL 019-672-5020 FAX 019-672-3971
担当: 佐々木 渉 w-sasaki@plus-g.co.jp
URL <http://plus-g.co.jp>

【お申し込み・お問い合わせ先】

下記の申し込み用紙をFAXにてお送り下さい。
メールにてお申し込みの際は、お名前、ご住所、ご
連絡先、お勤め先をお知らせください。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。
(10名程度)

平成31年度 宅建速習セミナー申込書

申込回 第1回 権利関係過去問演習・ポイント解説(民法総則・物権・債権総則)
6月12日(水)9:30～15:30 参加費:2000円

(フリガナ) 氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	男 女
(フリガナ) 住 所	〒		
TEL		携帯電話	
FAX		Eメール	
フリガナ			
勤務先名			

セミナーの特徴

- ★宅建独学者の学習サポートを目的としています。
- ★基礎的理解・頻出論点に絞って学習します。
- ★受験勉強に対する不安や疑問点などのご相談は、いつでも乗らせていただきます。

講義スライド(例)

何処の法務局に申請しますか？

仙台法務局
盛岡地方法務局

盛岡地方法務局
二戸支局

取引の対象となる土地・建物でなければ、登記することはできない。
取引の対象となる不動産＝登記の対象となる不動産

取引の対象って何？

土地売ります。 欲しい、買うよ。

取引の対象
↓
私人の権利の目的となっている土地
↓
登記できる土地

(はい、その道盛岡地方法務局登記しなければいけません。それ以上申請してしまいます。)

* 講師紹介 *

佐々木 渉 (32)

行政書士 / 宅地建物取引士

【プロフィール】

盛岡市内の専門学校にて宅建、行政書士の受験指導実績。

現在は行政書士実務家として業務にあたる。



宅建速習セミナースケジュール

日程	内容	
	午前	午後
6/12(水)	権利関係過去問演習・ポイント解説 ・民法総則 ・民法物権	権利関係過去問演習・ポイント解説 ・民法債権総論
7/10(水)	権利関係過去問演習・ポイント解説 ・債権各論	権利関係過去問演習・ポイント解説 ・相続 ・借地借家法 ・不動産登記法 ・区分所有法
8/7(水)	宅建業法過去問演習・ポイント解説 ・宅建業 ・免許制度と宅建士制度 ・営業保証金と保証協会 ・媒介契約	法令制限過去問演習・ポイント解説 ・都市計画法 ・建築基準法
9/4(水)	宅建業法過去問演習・ポイント解説 ・35条、37条 ・広告規制 ・業務上の諸規制 ・8種制限 ・報酬制限	法令制限過去問演習・ポイント解説 ・農地法 ・国土利用計画法 ・土地区画整理法 ・宅地造成等規制法
10/9(水)	直前チェック(権利関係)	直前チェック(業法・法令・その他)